

# 子どもを育む4つの場、4つの視点における 子どもへのまなざし運動 大人の行動指針

●「家庭」「地域」「企業等」「学校等」を子どもを育む4つの場と位置づけ、それぞれでの大人の役割を定めました。  
●子どもを育むうえで大切にしたい4つの視点から、大人に取り組んでほしい行動例を提案しています。

4つの視点	4つの場	家庭	地域	企業等	学校等
命	命の大切さを自覚する	子どもを一人前の大人に育てる	子どもに地域の一員としての自覚を促す	仕事と家庭生活との両立を支援し、子どもの勤労観・職業観を育む	子どもに生きる力を身に付けさせるとともに、学ぶ喜びを育む
自立	大人として成長し続ける	「命」は尊いものであることを伝える。 ・自分の命も他者の命も一つしかない大事なものであること、祖先から受け継がれ未来へとつながらる尊いものであることを伝える。 ・「佐賀市いじめ・いのちを考える日」(毎月1日)に、命について家族で話し合う機会をつくる。 ・子どものSOSサインを見逃さないように、心に寄り添う声かけ等を心がける。 ・子どもの成長を手助けする食事を心がける。	子どもの安全を守る ・登下校の時間に合わせて外出し、散歩や買い物等しながら子どもを見守る(=「ながら見守り」)に協力する。 ・「子ども110番の家」や「地域の見守り隊」等に参加する。 ・子どもを虐待や犯罪被害から守るために、子どもへの気配り・目配りを心がける。	働くことの意義を伝える ・職場見学を積極的に受け入れ、大人が一生懸命働く姿を見せる。 ・子どもが保護者の職場や働く姿を見ることが出来る機会を設ける。 ・職場見学や働く楽しさを伝える子ども向けのイベント等を行った場合は、積極的にその情報発信をする。	子どもの心の充実と生きる力を育む ・「佐賀市いじめ・いのちを考える日」の取り組みを工夫して行う。 ・道徳や体験活動等の中で、命について考えさせたり、ルールを学ばせたりする。 ・防犯や交通安全の観点から、自らの命を守るために登下校時の安全対策に対する指導を行う。 ・災害・異常気象等から、自らの命を守る行動ができる能力の育成に努める。
他者とのかわり	支えられ生きていくことを自覚する	基本的な生活習慣・社会の規範を身に付けさせる ・子どもとともに早起早起き朝ごはんを実践する。 ・子どもの成長段階に応じた家庭での役割を設け、その役割に対して責任を持たせる。 ・子どもの心身の健康を守るための生活リズムを心掛ける。 ・大人が公共の場でのルールやマナーを守り、子どもに伝える。	「市民性をばぐくむ教育」を実践する ・子どもに自然体験や社会体験、ボランティア活動などの体験の場を提供する。 ・地域の行事等に子どもの「出番」、「役割」の場を設け、「承認」することで、子どもの自己有用感を育む。	子どもの自立を促す取り組みを推進する ・子ども(特に中学・高校生)の「職場体験」を積極的に受け入れる。 ・「職業人に学ぶ」「ビジネススマナー」などで企業の持つ知識・技術・人材等を、学校や地域のために活かす。	自ら学ぶ力・ともに学び合う姿勢を身に付けさせる ・きめ細かな指導を行い、基礎学力の向上を図る。 ・ともに学びあい、ともに高めあう意識を育む。 ・子どもの“なぜ”を刺激するような指導方法の工夫・改善に努める。 ・学んだ知識や技能が活用できるような取り組みを行う。
子どもを取り巻く環境	子どもを取り巻く環境に気を配る	安全で安心できる家庭環境をつくる ・子どもとともに地域の行事に参加する。 ・家族同士できちんとあいさつを交わす。 ・できるだけ家族そろって食事をし、コミュニケーションを深める。 ・手を止め、子どもの立場に立って気持ちに寄り添いながら話を聞く。 ・友人家族や地域など、横のつながりを持ち、共に助けを求めたり、支え合ったりする。	子どもと顔見知りになりふれあいを深める ・大人同士もあいさつを交わす。 ・大人自身が積極的に地域の行事等へ参加する。 ・地域の行事や活動等で多くの子どもと顔見知りになり、あいさつが交わる関係を築く。 ・地域で支えるという意識をもって、子育て世代に目を向ける。	子育てしやすい職場の環境づくりを図る ・半日休暇、時間休暇制度を導入し、授業参観やPTA活動、地域活動のための休暇(=まなざし休暇)を取りやすい雰囲気づくりを進める。 ・育児休業や看護休暇などを取得しやすい職場づくりを進める。 ・週のうち1日はノー残業デーに取り組む。	社会性・協調性を身に付けさせる ・集団の中で出番や役割を与え、一人ひとりが協力し、自己有用感を育むような活動を行う。 ・学級での係・委員会活動や児童会・生徒会での活動を活性化させ、自主的・協働的な活動にする。 ・子どもに地域行事等への参加を促し、大人(先生・保護者・地域住民)とふれあう機会を積極的につくる。 ・自分から進んであいさつをするよう、子どもたちに習慣づける。
言葉の定義	言葉の定義(条例第2条)	子どもを有害な情報・環境から守る ・家族でタブレットやスマートフォン等の使用について話し合い、ルールを決めて共有する。 ・保護者はフィルタリング機能を活用するなど、子どものインターネット等の使い方を責任を持って見守る。 ・学校で禁止されている場所に子どもを連れて行かない。 ・すべての子どもが幸せに生きる権利があること(「子どもの権利条約」など)を大人が知り、子どもに伝える。	有害な情報・環境の改善を図る ・インターネット上で子どもたちの健全育成上問題のある有害情報や、犯罪につながる情報等が簡単に手に入ることを認識する。 ・子どもの遊び場や通学路などで危険な環境等を見つけたら、速やかに関係機関へ連絡し、その情報を地域で共有する。	子どもを取り巻く環境に配慮する ・子どもが安全に安心して利用できるインターネットの環境整備に努める。 ・情報を発信する際には子どもへの配慮を心がける。 ・「子ども110番の家」や移動中の見守り活動を行う。	正しい知識や技術を身に付けさせる ・情報機器の正しい使い方や、SNS・インターネット等の有用性と危険性を教える。 ・“心と身体の健康”や“食”、“睡眠”についての正しい知識を身に付けさせる。 ・ネットやゲーム依存にならないように家庭と連携を図る。 ・子どもの権利条約について大人が知り、その内容(すべての子どもが幸せに生きる権利があることなど)を分かりやすく伝える。



子どもの幸せを何よりも優先するまち  
子どもまんなか社会

4つの場それぞれがその役割を果たすよう努めると同時に、相互にまたは全体として連携を図ることも大切です。それぞれの場が手を取り合って、社会全体で子どもを育む気運を高めましょう。

子ども …… おおむね18歳未満(高校生まで)の者  
大人 …… 子どもを除くすべての者  
地域 …… 地域の住民、地域の各種団体及びNPO等の市民活動団体  
企業等 …… 事業活動を営むすべてのもの(営利目的や法人格の有無等は問わない)  
学校等 …… 学校、幼稚園、保育所(園)その他これらに類するもの